

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則

(家畜防疫対策課) 五四九ハ

告示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農村振興課) 五五一

道路の区域変更

(道路維持課) 五五一

岐阜都市計画の変更

(都市政策課) 五五一

美濃加茂都市計画の変更

(同) 五五二

土岐都市計画の変更

(同) 五五二

本巣都市計画の変更

(同) 五五二

下呂都市計画の変更

(同) 五五二

建築基準法に基づく数値等の変更

(建築指導課) 五五三

公示

落札者等に関する公示

(生活衛生課) 五五三

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜県農林事務所) 五五三

規則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五号

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第八条中「規定による」を削り、「場合は」を「ときは」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第九条を削る。

第十条中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「の各号」を削り、同条を第九条とする。

第十一条中「すべて所管家畜保健衛生所」を「全て所管家畜保健衛生所長」に改め、同条を第十条とする。

別記第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 8 条関係)
第 号

家畜人工授精所開設許可証

管理番号

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第 24 条の規定により、
家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 ㊟

別記第五号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により北方町に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

なお、「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長村振興課及び岐阜県岐阜農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

北方地域

北方町の区域のうち、別図の青色で着色した区域とする。

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

一般国道	四百十七号	揖斐郡池田町片山中島六七〇番三地先から同郡同町同字同六七一番四地先まで	後	前	二・三	二・三
------	-------	-------------------------------------	---	---	-----	-----

岐阜県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、岐南町建設部建設課、笠松町建設部建設課及び北方町都市環境課

岐阜県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、岐南町建設部建設課、笠松町建設部建設課及び北方町都市環境課

岐阜県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃加茂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに美濃加茂市建設水道部都市計画課 坂祝町産業建設課、富加町建設課及び川辺町基盤整備課

岐阜県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
土岐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに土岐市建設水道部都市計画課

岐阜県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
本巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに本巣市産業建設部都市計画課

岐阜県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

下呂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに下呂市建設部建設総務課

岐阜県告示第四百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項の欄の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

岐阜都市計画区域のうち北方町に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課 岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び北方町都市環境課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

令和二年十一月十三日

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 高速液体クロマトグラフィー質量分析計（LC

MS/MS）の貸借 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和2年8月25日

4 落札者を決定した日 令和2年10月13日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜県名古屋市長区東栄1丁目1番10号

NTT・TCユーエ株式会社東海支店

支店長 野田 礼史

6 落札金額 91,149,080円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

(2) 所在地 各務原市那加不動丘1丁目1番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
各 務 用 水 土 地 改 良 区	令 和 二 〇 二 一 〇 四

令和二年十一月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社